



最高裁判所判事

くさ の こう いち

草野耕一

昭和三〇年三月二二日生

略歴

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高を経て

昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業、四月司法修習生

五五年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

六一年 ハーバード大学修士（L.L.M.）

平成一六年 西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村と
さわ法律事務所」）代表パートナー

一九年 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

二五年 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

二六年 ハーバード大学法科大学院客員教授

三〇年 東京大学博士（法学）

三一年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決

漁業権に基づく潮受堤防排水門の開門請求に対する請求異議を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要以下の内容の意見を述べた。（経済的利益を化体した権利（漁業権はこれにあたる）に基づく物権的請求権の行使は、①権利侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避できる損害額を上回り、かつ、②請求権者が被った損害（将来被る損害を含む）が全額弁償されている場合には、別段の事由がない限り、権利濫用の法理によって抑止されるべきである。）

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決（裁判長）

運送会社の従業員（トラック運転手）が就労中に起こした交通事故に関して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った場合にはその金額の全部又は一部を会社に対して求償し得るとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（求償権の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば同人に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発的財務事象としてこれに合理的に対応することが可能であり、さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は分散投資を行うことよって自らが負担するリスクを自己の選好に応じて調整することが可能だからである。）

三 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）

業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（タトゥーの施術が医行為にあたるという解釈をとればタトゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者も少なくないことを考えると（公共空間におけるタトゥーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても）タトゥーの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すような法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反している。）

四 その他の主要な裁判

参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年

一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。